





(白紙ページ)

縦覧結果と意見書提出状況

1 阪神間都市計画道路の変更

(3.5.134号鉄道沿東線の変更)

1) 都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定による 案の縦覧

縦覧期間 平成27年4月17日(金)から平成27年5月1日(金)まで

縦覧場所 都市建設部都市計画課

縦覧者数 1名

意見書数 なし

2 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路の変更

(3.5.370号駅前広場東線ほか2路線の変更)

1) 都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定による 案の縦覧

縦覧期間 平成27年4月17日(金)から平成27年5月1日(金)まで

縦覧場所 都市建設部都市計画課

縦覧者数 1名

意見書数 1通

意見書の内容

(意見書1) 駅前広場東線に関する意見

駅前広場東線は、JR芦屋駅南の駅前広場より東に向かい、都市計 画道路稲荷山線までの道路である。途中で都市計画道路宮川線と交差 | 理に寄与する幹線街路として都市計画決定された路線ですが、整備に しているが、今回、宮川より東100m区間を未整備のままで廃止す る計画である。

宮川線とIR神戸線の立体交差の整備が昭和42年頃に始まった が、この時点まで宮川の所で、東からの人は西へ芦屋駅まで、まっす | 検討することになります。 ぐに通行ができた。ところが、宮川線の改良が終わった時点で、東西 の通行が遮断された。

今の状況で、宮川より東側100mの都市計画道路の廃止をする と、部分的な15mへの拡幅が未整備という問題よりも、宮川の所で 東西交通が遮断された状況での事業終了となる。

東西交通の為、自動車は回り道をしてもらえても、歩道橋による歩 行者等の通行問題は解決しておく必要がある。これはJR芦屋駅南の 駅前広場の広域的な交通網の中でも,歩道橋の設置により東からの歩 行者等の動線を考えておく必要がある。

以上により、対策のないまま、都市計画道路駅前広場東線の宮川か ら東の部分を廃止することに反対である。

市の考え方

駅前広場東線は、IR東海道本線の南側における東西方向の交通処 よる周辺道路および土地への影響等を踏まえ,都市計画道路を取り巻 く状況が変化したことから、一部区間を廃止としたものです。

なお、歩行者等の通行については地元要望等を踏まえ、別途対応を

都市計画道路の変更 予定日程表(案)

議題	1	11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月		備	考
一 	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	1) 用	75
都市計画道路の変更 (県決定)			(©):	都計審			関係機	関)		◎ ≹	鄱計審	(事前 ●案(の申し	出 5報依: 	頼	△縦覧	1		去縦覧	(2週間		都計審	客(本審					◎県都計審(1 ★決定告示(1	
都市計画道路の変更 (市決定)			()	都計審			関係機	関)		◎ ≵	鄱計審	●知	事協議	5 5 4 1	頼	△縦覧	1		去縦覧	(2週間		都計審	(本審					★決定告示(1 ※県決定と同日	

<u>|</u>

(白紙ページ)

阪神間都市計画道路の変更(兵庫県決定)

3. 5. 134号鉄道沿東線の変更

【諮問第1号】

計 画 書

阪神間都市計画道路の変更 (兵庫県決定)

都市計画道路中 3.5.134 号鉄道沿東線を次のように変更する。

	名	称		位置		区域						
種別	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	備考	
幹線街路	3. 5. 134	鉄道沿 東線	芦屋市 大原町	芦屋市 大原町		約 250 m	地表式	2 車線	15m	幹線街路と 平面交差1 箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。この方針に基づき、以下のように変更するものである。

鉄道沿東線は、JR東海道本線の北側における東西方向の交通処理に寄与する幹線街路として都市計画決定された路線である。

しかし、周辺の市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長を変更するものである。

変 更 前 後 対 照 表

変更	種	名	名称		位置		区域		構造		主な		
前後	別	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	変更内容		
変更前	幹線街路	3. 5. 134	鉄道沿 東線	芦屋市 翠ケ丘 町	芦屋市大原町	芦屋市 親王塚 町	約 1,160m	地表式	2 車線	15m	・起点を西方向 に変更し、延		
変更後	幹線街路	3. 5. 134	鉄道沿 東線	芦屋市大原町	芦屋市大原町	芦屋市 大原町	約 250 m	地表式	2 車線	15m	長を約 910m 削減する。		

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路の変更(芦屋市決定) 3.5.370号駅前広場東線ほか2路線の変更

【諮問第2号】

計 画 書

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路の変更(芦屋市決定)

都市計画道路中 3.5.370 号駅前広場東線を 3.6.370 号駅前広場東線に名称を改め, 3.6.370 号駅前広場東線ほか 2 路線を次のように変更する。

	名	称		位置		区域					
種別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	備考
	3. 6. 370	駅前広 場東線	芦屋市 上宮川 町	芦屋市 上宮川 町	芦屋市 上宮川 町	約 280 m	地表式	2 車線	8m	幹線街路と 平面交差1 箇所	
	3. 5. 371	鉄道沿 西線	芦屋市 船戸町	芦屋市 松ノ内 町	芦屋市 松ノ内 町	約410m	地表式	2車線	15m	箇所	
幹線街路	3. 5. 376	芦屋川線	平田町	芦西山町屋市町	川西町	約 1,640m	地表式な場を設	2 車線	12m	阪線差J本交阪戸交自道交幹手体幹手体幹平箇神と R線差急線差動路差線幹交線幹交線面所電立 東と 電と 車と1街線差街線差街交鉄体 海立 鉄立 専立箇路と 路と 路差本交 道体 神体 用体所浜立 山立 と4	面積約 560 ㎡

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。この方針に基づき、以下のように変更するものである。

駅前広場東線は、JR東海道本線の南側における東西方向の交通処理に寄与する幹線街路として都市計画決定された路線である。

しかし、本路線の終点部については、周辺の市街地形成などの状況を踏まえ、都市計画道路を取り巻く状況が変化したことから、一部区間の都市計画を廃止し、延長を変更するものである。

鉄道沿西線は、JR東海道本線の北側における東西方向の交通処理に寄与する幹線街路として都市計画決定された路線である。

しかし、周辺の市街地形成などの状況から、当該路線に求められる機能が、並行する道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長を変更するものである。

芦屋川右岸線は、芦屋川の西側における南北方向の交通処理に寄与する幹線街路として都 市計画決定された路線である。

しかし、本路線の起点部については、周辺の市街地形成などの状況を踏まえ、都市計画道路を取り巻く状況が変化したことから、一部区間の都市計画を廃止し、延長を変更するものである。

変 更 前 後 対 照 表

変更	種	名	称		位置		区域		構造		主な
前後	別	番号	路線名	起点	点 終点 主な 経過地		延長	構造 形式	車線 の数	幅員	変更内容
変更前	幹線街路	3. 5. 370	駅前広 場東線	芦屋市 上宮川 町	芦屋市 楠町	芦屋市 上宮川 町	約800m	地表式	2車線	15m	・名称変更・終点を西方向に変更し,延
変更後	幹線街路	3. 6. 370	駅前広 場東線	芦屋市 上宮川 町	, ·	芦屋市 上宮川 町	約 280m	地表式	2 車線	8m	に変更し、 長を約 520m 削減する。
変更前	幹線街路	3. 5. 371	鉄道沿 西線	芦屋市 船戸町	芦屋市 三条南 町	芦屋市 松ノ内 町	約 1,170m	地表式	2 車線	15m	・終点を東方向 に変更し, 延
変更後	幹線街路	3. 5. 371	鉄道沿 西線	芦屋市 船戸町		芦屋市 松ノ内 町	約 410m	地表式	2車線	15m	長を約 760m 削減する。
変更前	幹線街路	3. 5. 376	芦屋川 右岸線	芦屋市平田町なお、	西山町	芦屋市 川西町	約 2,080m 勺に交通	地表式	2車線	12m	・起点を北方向 に変更し, 延
変更後	幹線街路	3. 5. 376	芦屋川右岸線	芦屋市平田町	芦屋市西山町	芦屋市川西町	約	地表式	2車線	12m	長を約 440m

都 計 第 1575 号 平成 27年3月16日

芦屋市長 山 中 健 様

兵庫県知事 井戸 敏



阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路の変更 (3.5.370号駅前広場東線ほか2路線の変更)について(回答)

平成27年3月3日付け芦都計第582号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神南県民センター西宮土木事務所に変更を行った旨通知願います。

(白紙ページ)